

リ・ユースマンション適合確認書 …記入例

リ・ユースマンション（一般中古マンション）の融資をご希望され、購入予定マンションが昭和58年4月1日以降に表示登記された場合に必要です。

※表題（表示）登記日とは、登記事項証明書の「表題部（専有部分の建物の表示）」の「原因及びその日付」欄に記載されている年月日（新築）をいいます。

※ただし、表示登記の日付が昭和58年3月31日以前の場合であっても建築確認日が昭和56年6月1日以降の場合、建築確認日がわかる書類（確認済証（建築確認通知書）または検査済証などの写し）を提出できれば「リ・ユースマンション適合確認書」を作成の上、申込みできます。

【借入期間 25年以内用】 リ・ユースマンション適合確認書

財形住宅金融株式会社 御中

融資申込人
自署のこと

令和〇〇年 5月12日

記入しないこと

借入申込者 氏名 財形太郎 

実印

令和 年 月 日申込みのリ・ユースマンションに係る住宅の現況を次のとおり確認しました。
なお、当該申し出に虚偽があった場合は、貸付決定を取り消されてもなんら異議ありません。

確認方法	以下の方法により確認	4. その他※1
＜いずれかに○を付すこと＞	① 仲介業者（宅建主任者）からの説明 2. フラット35（中古住宅）に係る適合証明書等 3. 旧公庫マンション情報登録証明書	

※1 その他の場合は下記の例を参考に記載してください。
例）マンション管理組合、管理会社、売主、マンション管理士等の専門家からの説明など

確認箇所	確認内容
管理規約	管理規約が定められていること。
長期修繕計画	計画期間が20年（作成時期が平成6年度以前の場合は15年）以上あること。
接道状況	敷地が幅員4m以上の道路（※2）に2m以上接している又は建築基準法第43条第1項ただし書きが適用される敷地であること。
用途	店舗、事務所等に改造されているなど、今後住宅として使用する際に問題となる点がないこと。

※2 建築基準法第42条第2項に基づき道路の指定を受けたものを含みます。

▼ご注意

- 購入するマンションの表示登記日が昭和58年3月31日以前の場合は、検査機関又は適合証明技術者の適合証明を受けることが必要になります。（本書式は使用できません。「中古住宅適合証明書」をご提出いただけます。）
- 表示登記日は、登記事項証明書の「表題部（専有部分の建物の表示）」の「原因及びその日付」欄に記載されている年月日（新築）をいいます。
なお、これに該当する場合であっても、建築確認日が昭和56年6月1日以降の場合は、適合証明は不要になります。その際は、建築確認日がわかる書類（確認済証（建築確認通知書）又は検査済証の写し）を添付してください。
- 建築基準法に不適合な場合などは融資の対象とならない場合があります。

【借入期間 25年以内用】 リ・ユースマンション適合確認書

財形住宅金融株式会社 御中

令和 年 月 日

実印

借入申込者 氏名

令和 年 月 日申込みのリ・ユースマンションに係る住宅の現況を次のとおり確認しました。
なお、当該申し出に虚偽があった場合は、貸付決定を取り消されてもなんら異議ありません。

確認方法 <いずれかに○を付すこと>	以下の方法により確認 1. 仲介業者（宅建主任者）からの説明 2. フラット35（中古住宅）に係る適合証明書等 3. 旧公庫マンション情報登録証明書	4. その他※1
-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	----------

※1 その他の場合は下記の例を参考に記載してください。
例) マンション管理組合、管理会社、売主、マンション管理士等の専門家からの説明など

確認箇所	確認内容
管理規約	管理規約が定められていること。
長期修繕計画	計画期間が20年（作成時期が平成6年度以前の場合は15年）以上あること。
接道状況	敷地が幅員4m以上の道路（※2）に2m以上接している又は建築基準法第43条第1項ただし書きが適用される敷地であること。
用途	店舗、事務所等に改造されているなど、今後住宅として使用する際に問題となる点がないこと。

※2 建築基準法第42条第2項に基づき道路の指定を受けたものを含みます。

▼ご注意

- 購入するマンションの表示登記日が昭和58年3月31日以前の場合は、検査機関又は適合証明技術者の適合証明を受けることが必要になります。（本書式は使用できません。「中古住宅適合証明書」をご提出いただきます。）
- 表示登記日は、登記事項証明書の「表題部（専有部分の建物の表示）」の「原因及びその日付」欄に記載されている年月日（新築）をいいます。
なお、これに該当する場合であっても、建築確認日が昭和56年6月1日以降の場合は、適合証明は不要になります。その際は、建築確認日がわかる書類（確認済証（建築確認通知書）又は検査済証の写し）を添付してください。
- 建築基準法に不適合な場合などは融資の対象とならない場合があります。